各 【 都道府県知事 保健所設置市長 】 殿 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局長 (公印省略)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定め る政令の一部を改正する政令の制定について

今般、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める 政令の一部を改正する政令(平成27年政令第175号)が公布されたところである が、その改正の内容等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の内容

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号。以下「法」という。)の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第2条第2項の物質を定める政令(昭和49年政令第334号)の一部を改正し、有害物質として、新たに、アゾ化合物(化学的変化により容易に次の第I欄に掲げる物質を生成するものに限る。以下単に「アゾ化合物」という。)を指定したこと。

併せて、第 I 欄に掲げる物質について、JIS L 1940 (繊維製品-アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法)等において使用されている別名称及び CAS 番号を、それぞれ第 II 欄及び第 III 欄に示したので、参考とされたいこと。

第 I 欄: 政令における名称	第Ⅱ欄: JIS L 1940 等において使用	第Ⅲ欄:
	されている別名称	CAS 番号
4-アミノジフエニル	ビフェニルー4ーイルアミン	92-67-1
	4ーアミノビフェニル	
	キセニルアミン	
オルトーアニシジン	2-メトキシアニリン	90-04-0
オルトートルイジン	2-アミノトルエン	95-53-4

4-クロロー2-メチルアニリン	4-クロローオルトートルイジン	95-69-2
2, 4-ジアミノアニソール	4-メトキシーメターフェニレン	615-05-4
	ジアミン	
4, 4' ージアミノジフエニルエ	4, 4' ーオキシジアニリン	101-80-4
ーテル		
4, 4' ージアミノジフエニルス	4, 4' ーチオジアニリン	139-65-1
ルフイド		
4, 4' ージアミノー3, 3' ー	4,4'ーメチレンジーオルトー	838-88-0
ジメチルジフエニルメタン	トルイジン	
	3, 3' ージメチルー4, 4' ージ	
	アミノジフェニルメタン	
2, 4-ジアミノトルエン	4-メチルーメターフェニレンジ	95-80-7
	アミン	
	2, 4ートルイレンジアミン	
3, 3' ージクロロー4, 4' ー	4, 4' -メチレン-ビス- (2	101-14-4
ジアミノジフエニルメタン	ークロロアニリン)	
	$2, 2' - \varnothing \beta \Box \Box - 4, 4' -$	
	メチレンジアニリン	
3, 3' ージクロロベンジジン	3, 3' $ $	91-94-1
	4, 4′ーイレンジアミン	
2, 4ージメチルアニリン	2, 4ーキシリジン	95-68-1
2, 6-ジメチルアニリン	2, 6ーキシリジン	87-62-7
3,3′ージメチルベンジジン(別	4, 4′ービーオルトートルイジ	119-93-7
名オルトートリジン)	ン	
3, 3′ ージメトキシベンジジン	オルトージアニシジン	119-90-4
2, 4, 5-トリメチルアニリン		137-17-7
2-ナフチルアミン(別名ベータ		91-59-8
ーナフチルアミン)		
パラーカロロマーロン	1 2002-11)	106-47-8
パラークロロアニリン	4-クロロアニリン	100-47-8
パラークロロアニリンパラーフエニルアゾアニリン	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
	·	
パラーフエニルアゾアニリン	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
パラーフエニルアゾアニリンベンジジン	4-アミノアゾベンゼン オルトーアミノアゾトルエン 4-アミノー2′, 3-ジメチル	60-09-3 92-87-5
パラーフエニルアゾアニリン ベンジジン 2-メチルー4-(2-トリルア	4-アミノアゾベンゼン オルトーアミノアゾトルエン 4-アミノー2',3-ジメチル アゾベンゼン	60-09-3 92-87-5
パラーフエニルアゾアニリン ベンジジン 2-メチルー4-(2-トリルア	4-アミノアゾベンゼン オルトーアミノアゾトルエン 4-アミノー2′, 3-ジメチル	60-09-3 92-87-5
パラーフエニルアゾアニリン ベンジジン 2-メチルー4-(2-トリルア	4-アミノアゾベンゼン オルトーアミノアゾトルエン 4-アミノー2',3-ジメチル アゾベンゼン	60-09-3 92-87-5
パラーフエニルアゾアニリン ベンジジン 2-メチルー4-(2-トリルア ゾ)アニリン	4-アミノアゾベンゼン オルトーアミノアゾトルエン 4-アミノー2',3-ジメチル アゾベンゼン 4-オルトートリルアゾーオルト	60-09-3 92-87-5 97-56-3

4, 4' ーメチレンジアニリン	4,4'ージアミノジフェニルメ	101-77-9
	タン	
2-メトキシ-5-メチルアニリ	6-メトキシーメタートルイジン	120-71-8
2-メトキシ-5-メチルアニリン	パラークレシジン	

第2 施行期日

この政令は、平成28年4月1日から施行されるものであること。

第3 その他

法第4条第1項の規定によるアゾ化合物に係る家庭用品の基準(厚生労働省令) については、別途公布する予定であること。